

電機労働者懇談会

Electric Labor and Industry Correspondence

2006年11月10日

No 227

1部100円

発行者ELIC編集委員会中山森夫
108-0073 東京都港区三田3-2-20
Tel.(03)3455-6006 Fax3451-3595
郵便振替00130-3-358078ELIC編集委員会

ELIC



東芝に3度、差別是正の命令 県労委が不当労働行為を認定



勝利命令を喜ぶ東芝労働者、元東芝労働者と支援の皆さん(10月25日、県労委横広場)

東芝差別争議(2次)東芝労働者が勝利命令獲得

10月25日、神奈川県労委は東芝が行ってきた数々の不当労働行為

今月号の紙面

- ①-②東芝県労委で勝利命令
- ③日立・中村さん勝利解決
- ④偽装請負是正相次ぐ
- ⑤「日々の積み重ねが実を結ぶ」
- ⑥東西南北、富士電賃金
- ⑦電機ユニオンが太極拳
- ⑧掲示板、Gallery、集積回路

を認定し、東芝に申立人らに対する賃金と資格差別の是正命令を交付しました。

この命令は、1次10人に対する神奈川県労委(2001年)中労委(2004年)命令に次ぐ3度目の労働者側の勝利命令であり、東芝に争議解決を決断させるために大きな影響を与えるものです。

秘密組織「扇会」を使った労組介入を断罪

今回の命令では、東芝が長年にわたって申立人ら労働組合活動家を「問題者」として排除するために、公安警察と一体となって秘密

組織「東芝扇会」を結成・育成し、労働組合へ支配介入したことを、不当労働行為であると断罪しています。

また、会社側による「申立人らの活動は政党活動である」とした主張に対しても、「組合員の労働条件の維持改善、所属組合の自主的・民主的運営を志向している行

